

鎌倉市選挙管理委員会告示第 59 号

令和 7 年 10 月 31 日に任期が満了する鎌倉市長選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、令和 7 年 10 月 19 日とする。ただし、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の 4 の規定による立候補届出の受理後とする。

令和 7 年 9 月 1 日

鎌倉市選挙管理委員会
委員長 奥津 淑子

